

## II

# 知識不足・チェック体制不備に注意

# 分配可能額の計算における チェックポイント

大手門法律会計事務所  
弁護士・公認会計士

樋口 達

奥・片山・佐藤法律事務所  
弁護士

山内 宏光

### 【この章のエッセンス】

● 近時発生している違反事例は、分配可能額に関する規制の存在を認識していなかったなど、規制に対する基本的な知識の不足によるものが多い。

● 効力発生日までの利益を分配可能額として取り込めるのは、臨時決算を行い、通常の決算手続と同様、会計監査や株主総会等の承認手続を経ている場合に限られる。

● 分配可能額を計算するにあたり、それまでに自己株式を取得・処分等を行っている場合には、注意が必要である。

## はじめに

昨今、ニデック社をはじめ、分配可能額を超過した配当を実施するなどの手続ミスが数多く発生しており、話題になっていく。

そこで、まず近時の開示事例を紹介するとともに、会社法等の規定の概要を解説し、分配可能額に関するミスが起こらないよう、特に注意すべき点についてもあわせて解説したい。

## 近時の開示事例

近時、分配可能額を超えた配当、自己株取得、中間配当等について公表された事例について、違反の内容を

問題点、原因等を整理すると、図表1のとおりである。

## 何が問題だったのか

図表1のいずれの事例も、意図的に分配可能規制に違反したものでない。

規制違反が生じた原因としても、分配可能額の計算上の細かな控除項目の当ではめや評価を誤ったものではなく、そもそも「分配可能額の規制の存在を認識していなかった」など、「分配可能額」の基本的な知識の不足やチェック体制の不備によるものである。

## 分配可能額とは

### (1) 分配可能額の意義

剰余金の配当とは、株式会社が、事業の成果たる剰余金をその株主に對して分配することである。剰余金の配当や自己株式の取得は、実質的には株主に対する会社財産の払戻しであり、会社債権者からみれば、債権の引当てとなる会社財産が減少することとなる。したがって、会社債権者と株主との間の利害調整の必要が生ずる。

このため、会社法は「分配可能額」という概念を設け、効力発生日における分配可能額を超えた剰余金の配当等はできないこととしている(会社法461①)。

また、分配可能額を超えて剰余金の配当等が行われた場合について、関係者の責任についても規定している(会社法462、464、465等)。

### (2) 分配可能額の計算方法

分配可能額の算定は、最終事業年度の末日の剰余金の額を基礎として、それに一定の金額を増額・減額することによって算出される(会社法461②)。